

～年内最終チェック！～

今年も残り僅かとなりました。今月は、『年内最終チェック！』と題して、今ならまだ間に合う税制について、ご案内します。Ⅰ、個人全般編 Ⅱ、個人事業者編 Ⅲ、贈与編 にご注目ください。

Ⅰ、個人全般編(ふるさと納税)

ふるさと納税は、各自治体の返礼品の競争激化により、今年は総務省より返戻品は寄付額の3割相当との規制がかかりましたが、魅力的な返戻品はまだあります。いびつさを感じる制度であるものの、この『ふるさと納税』を理解して、制度のメリットをフルに享受したいところです。

このふるさと納税は、個人の所得に応じて控除限度が異なる仕組みです。したがって、年末で所得の見込みが見えてきたところで、あらためてふるさと納税を検討する価値があると言われています。

控除限度額の計算については、インターネットで試算できるものもあり、これらを参考にされるのが良いでしょう。なお、サラリーマンの方などで『ワンストップ特例』を利用される場合、年末ギリギリの寄附は要注意です。各自治体に申請するワンストップ特例申請は、**翌年1月10日が期限**となっているからです。

※『ワンストップ特例』とは・・・

要件①:もともと確定申告が不要の個人 が 要件②:**一年間の寄附先が5自治体以下** である場合に確定申告の手続きを経ないで控除等の申請をすることをいいます。この制度によると、所得税の還付分も含めて、すべて【住民税からの控除】という扱いとなります。

確定申告は不要ですが、この特例を利用する旨の申請書を自治体に提出する必要があります。この申請書は寄附先ごとに提出する必要があるため、確定申告をしたほうが手間がかからない場合もあります。

Ⅱ、個人事業者編(消費税の課税選択等)

個人の事業者の方は、所得税とあわせて消費税の納税義務等の取扱いを検討する必要があります。消費税は、原則としてその年の2年前の一年間の売上高を参考として、その年の取扱いが決まります。来年(平成31年分)の場合、平成29年分の売上高が1,000万円超の場合、課税事業者となります。さらに、消費税の特徴に『事前届出』があります。**来年の消費税増税前に設備投資・大規模修繕をする**など、支払が多い一年になる予定の場合、その支払に含まれる支払い消費税が売上の預り消費税を超えることも考えられます。その場合には消費税の還付を受けるために、計算上来年が免税事業者となる見込みでも、事前すなわち**今年の12月末までに『課税事業者の選択届出』**をすることで、消費税の還付を受けることができます。

※来年は消費税の増税が控えており、特にこの検討が重要になるでしょう。ぜひご相談下さい！

Ⅲ、贈与編

個人の贈与についても、暦年が課税の期間となります。よく「年110万円まで贈与税がかからない」と言いますが、その期間は暦年で判定します。

贈与は、贈与者と受贈者の両当事者が「あげる・もらう」と認識することにより、成立します。そこで、年末年始の家族の集まり等にて、両者揃った時期に贈与を認識・実行することも、大事なプロセスといえます。

(暦年)贈与が認められる ○	否認リスク高 ×
贈与者と受贈者が ともに認識	受贈者となる個人の 認識が無い
現金預金の場合、受贈者が 使用できる状況 である	受贈者が使用できない。(単なる 名義貸し とみなされる)
贈与が 続く場合、毎年都度 実行する	数年に渡り贈与すると 約束(一括贈与 とみなされる)
年110万円を超えて贈与し、贈与税の申告をすることは、絶対条件ではありません。 贈与の事実 が正しく残せることが重要。	

今年も、色々な税の情報をご提供してまいりました。最新の税法や良く使う制度の解説等、これからもお客様の『今』に一番届く内容をお届けします。来年もどうぞよろしくお願いいたします。